

汚泥資源の肥料利用について

消費・安全局 農産安全管理課

令和 5 年 8 月

農林水産省

1 肥料制度のしくみ ～肥料制度の構成、肥料の区分～

○ 肥料制度の構成

肥料の品質を確保するため、肥料業者には製品の登録又は届出をすることが義務。また、肥料の販売にあたっては、成分含量や原材料等の必要な情報を保証票に記載し、個別の製品に添付することが義務。

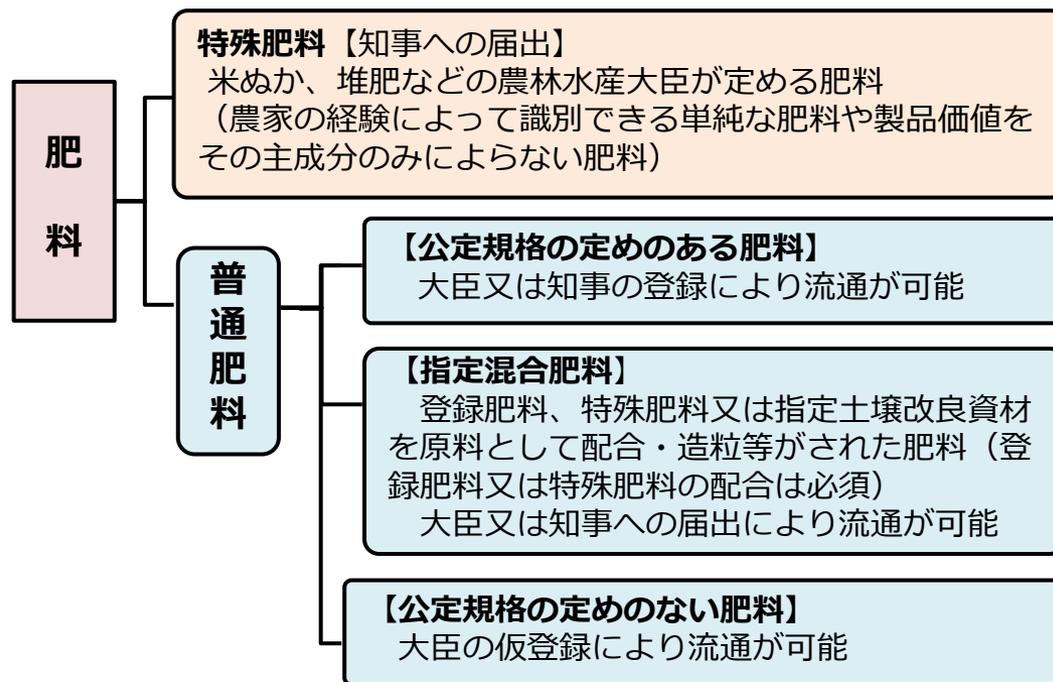
○ 肥料の区分

肥料は特殊肥料と普通肥料に大別される。米ぬか、堆肥などの特殊肥料以外のものはすべて普通肥料に分類。普通肥料は、さらに登録肥料、指定混合肥料及び仮登録肥料に分かれている。

■ 肥料制度の仕組み（制度の構成）



■ 肥料制度の仕組み（肥料の区分）



現行の汚泥肥料の品質と安全性の確保について

- 肥料については、品質や安全性を確保するため、公定規格が設定されている。（公定規格を設定・変更する際は食品安全委員会の意見を聞く仕組み。）
- 下水汚泥資源の肥料利用にあたっては、製品に含まれる重金属が基準値を超えていない、植物への害が認められない等の公定規格に適合したもののみ登録を行い、流通を認めている。
- 流通後も、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、重金属の含有量等を確認するとともに、品質管理の徹底のための取組を実施。

○下水汚泥肥料の登録 （事前の品質等の確認）

下水汚泥肥料の公定規格

- ・ 原料の種類
- ・ 原料の条件
- ・ 製品中の有害成分の最大量
ひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛
- ・ 植害試験
（原料段階又は製品段階で実施）
栽培試験の結果から、植物への害が認められないことを確認 等

○立入検査の実施 （流通後の定期的な品質等の確認）

- ・ 立入検査では、重金属含有量、帳簿（原料の種類、入手先、投入量等）等を検査し、公定規格に適合した肥料が生産されているかを確認。
- ・ 仮に、重金属の基準値超過等が判明した場合には、生産業者に対し、自主回収、原因究明や再発防止を指導。
 - ※ 汚泥肥料に係る放射性物質の管理
立入検査では、放射性物質の含有量も確認。
（平成23年12月以降、暫定許容値を超過した汚泥肥料はなし）

○品質管理の徹底のための取組

- ・ 汚泥肥料中の重金属管理手引書等を用いて、品質管理責任者の設置、重金属の分析、記録の保管など、事業者自らが品質を管理する際の実施内容を周知。
- ・ 自主的な品質管理を推進するため定期的な研修を実施。

下水汚泥資源を利用した肥料成分を保証可能な新たな公定規格案（菌体りん酸肥料）について

- 安定的に農業生産を続けていくため、下水汚泥資源などの国内資源の利用拡大を図ることが重要。
- 現行の汚泥肥料は、一般的に肥料成分のバラツキが大きいことから、肥料成分の保証ができず、他の肥料との混合も認められていない。
- このため、更なる下水汚泥資源の活用拡大に向け、品質管理が徹底され肥料成分である「りん酸」を保証可能な新たな公定規格（菌体りん酸肥料）を創設することとし、手続きを進めているところ。肥料成分が保証できることで、他の肥料の原料として使用することもできる。
- なお、菌体りん酸肥料については、現行の汚泥肥料と同様に、製品に含まれる重金属が基準値を超えていない、植物への害が認められない等の公定規格に適合したもののみ登録を行い、流通を認める。

菌体りん酸肥料に係る制限事項

現行の汚泥肥料と同様に、

- ✓ 製品中の重金属が基準値を超えていない、植物への害が認められない等の公定規格に適合したものののみが登録され、流通が認められる。
- ✓ 流通後も立入検査によって、公定規格への適合性等が確認される。

加えて、

- ✓ 原料の管理、年4回以上の肥料の分析、教育訓練等を位置づけた品質管理計画に基づき製造する必要がある。

菌体りん酸肥料で登録することによるメリット

- ✓ 施肥設計がしやすい、肥料成分を保証可能な肥料を生産することができる。
- ✓ 不足する成分を他の肥料で補うなど、登録肥料の原料や指定混合肥料の原料として使用することができる。